

## ■配慮書を読んでみよう

### 2-1

「熊本県廃棄物処理計画（第5期）」の数値から、県外への搬出量が県内への搬入量より多い状況について述べる。

事業者が「廃棄物の県内処理を推進していくことが必要不可欠であると考え」構想したとある。

しかし、その問題はそもそも上益城五町の一般廃棄物処理の問題とは無関係である。

さらに、「本事業は、焼却処理の過程で発生する熱エネルギーを最大限に回収して地域に還元することで、県内における地域循環共生圏を形成することを目的とする」とあるが、直前には産業廃棄物の県内処理を進めることが必要不可欠と述べており、目的はそれではなかったか。副産物としてのエネルギーを中心にした構想ではないのにそれを「目的」と述べることは欺瞞ではないか。

また、産業廃棄物の処理責任は排出業者にある。五町の一般ごみ処理施設のために土地の売買に同意した上野地区とその周辺の影響を受ける範囲の人たちにはそれらを引き受ける何の責任も義務もない。

産業廃棄物の県外への排出量が多いのなら、まずは熊本県内での産業廃棄物の減量に努めるべきである。

### 2-13

「エネルギー回収施設（焼却施設）の処理過程で発生する熱エネルギーやメタン発酵施設で発生するバイオガスを電気や熱に転換し、地域で活用する資源循環のモデルとなる施設とする」

住民説明会においては、発電そのものはこの施設で行うのではなく、発生したバイオガスを周辺に誘致した企業へ売るということだった。

### 2-14

「周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排ガスについては法規制値よりも厳しい自主基準値を設定し、順守する計画である。」

とあるが、総量が多いので、基準値を厳しくしたところで大気汚染は免れない。

### 2-25

約250t/日をどのように使うイメージなのか。

排水計画では、「減温塔の噴霧水等として再利用」「エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクロードシステムを基本とする計画」とある。

250トンが蒸発するということか。

2-28

①事業実施想定区域の位置の複数案

(2-5) で述べた公募の手続きについて再度述べている。

「この選定・決定は、あくまで上益城郡 5 町及び西原村における一般廃棄物処理施設の設置を前提としたものではあるが、今回の事業については、上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理も行う同種の施設を設置する事業であることから、事業実施想定区域の位置について複数案は設定しない。」

「同種の施設」ではない。上益城郡 5 町の計画では「一般廃棄物」の処理施設であった。今回のように産業廃棄物がメインの施設ではない。「同種の施設」と書くのはおかしい。

②複数案が煙突の高さのみで検討されているのはあまりにお粗末では。

(2) 対象事業を実施しないこととする案について

「本事業は、上益城郡 5 町と大栄環境と石坂グループによる「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結しており、施設を設置しないと上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理が地域内でできなくなるという、公的側面を兼ね備えた事業であることから、ゼロオプションは検討しない。」

一般に、ゼロオプションを設定するとしたらどんな書き方になるのかを知りたい。

これまでゼロオプションというものが設定された事例はあるのか。

ないならゼロオプションは名目的なお飾りに過ぎず、制度的におかしいのではないか。

令和 7 年度から熊本市に委託することでごみの処理ができることになっている。この事業がなくても問題はない。「地域内でできなくなる」というところに熊本市での処理を続けるべきでないという意味を込めているのかもしれないが、人口減少が見込まれる現状で、巨大な施設を作ることの方が問題である。

「公的側面を兼ね備えた事業である」というのは、循環論法のようなもので、それを言いたいがために行政を巻き込むのが事業者の戦略ではあると思うが、それを盾に押し切られるのは違うと思う。

その覚書そのものを見たい。何を約束したのかがわからない。情報公開請求するしかないのか？

熊本県上益城 5 町との地域循環共生圏推進に向けた基本協定書の締結について (2022 年 03 月 30 日)

<https://www.ishizaka.gr.jp/news/2022/03/30/gocyo-kyotei/>

2-33~2-35

環境保全対策

環境保全対策＝環境保全措置ということ？

3-1

「調査対象区地域は事業実施想定区域から半径 4km の範囲を十分に含む図 3.1-1 の範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料より把握した。」

半径 4km の根拠は。4km 以上は煙が流れていかないということか。

影響のありそうなものがない範囲を逆算したら 4km であったということはないのか。

3-15

底質の状況について、「公表された測定結果はない」

調査してほしい。

3-16

地下水位について、区域及び周辺に「観測地点が存在しない」

調査してほしい。

3-16

湧水が区域及びその周辺には「存在しない」

本当か。出典となっている環境省の「代表的な湧水」に掲載されていない湧水もあるのでは。ただ資料に載っていないものを「存在しない」と言い切ってよいのか。

また、「周辺」としている範囲が狭すぎるのではないか。

湧水への影響としては、単なる距離ではない。水の流れを考慮しなければならないのであり、関係のありそうな低地については離れていても影響を考慮、調査すべき。

3-30

動物・植物の状況について、「既往文献による調査範囲は御船町及び益城町とした」

せめて上益城郡の他の 3 町、御船町に隣接する西原村、美里町まで含めるべき。

3-35

動物の注目すべき生息地

「事業実施想定区域から北西約 1.5km の位置に鳥獣保護区があるが、事業実施想定区域には存在しない」

非常に近いところに鳥獣保護区があり、焼却施設からの煙が流れる可能性があるため、生息動物関連の調査をすべきでは。

3-51

②重要な自然環境のまとまりの場

重要。ここをスルーされては困る。鳥獣保護区他。

3-54

景観資源に「七滝」のみ挙げられている。環境省の調査とのことだが、地元の資料を使うべきではないのか。

3-56

主要な眺望点として飯田山のみが挙げられている。

3-58

人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3つのみ挙げられている。

3-87

図 3.2-15

調査対象地域の主な河川

事業実施想定区域のすぐそばから川が始まっている。

3-89

漁業権

大事では。

3-91

地下水の利用状況

3-92

利水の利用状況

3-94

交通の状況

県道 221 号線は昼間 12 時間交通量が 288 台。大型車は 10 台のみ。

そこに 660 台増えるという。従業員を 90 名雇用するそうなので、仮に一日の出勤者数をその約半数として往復 100 台。合計 760 台。

1/30 の住民説明会では搬入時間は 8 時～17 時との説明があったので、9 時間の間に 760 台ということは、計算上は 1 時間に 84 台となるが、そのような「適度な」分散はしないだろう

う。

3-96

学校、病院その他

小学校などに近すぎる。

3-100

一般廃棄物の処理状況

3-101

産業廃棄物の処理状況

3-104～153

規制や施策の内容

3-154

関係法令等による規制状況のまとめ

指定等の有無が本当にこれで合っているのか、素人にはわからないが確認したい。

4-1

計画段階配慮事項については、「熊本県環境影響評価技術指針」の「参考項目」のうち、本計画の事業アセスメント段階での環境保全措置により回避・低減ができないような重大な影響を受ける可能性が考えられるものは、人口構造物の排気筒が出現することから、・・・

意味がわからない。

「事業アセスメント段階での環境保全措置により回避・低減ができないような重大な影響を受ける可能性が考えられるもの」とは。

「事業アセスメント段階での環境保全措置」とは。

「回避・低減ができないような重大な影響を受ける可能性が考えられるもの」とは。

つまり、そこまで重大な影響ありそうなものはほとんどないけど、煙突の高さはだいぶ影響がありそうだから検討してみるね。大気汚染と景観の観点からね。

これはすごい影響ありそうだし、もしかしたら環境保全措置を取っても避けることも低減させることもないほどかもしれないから、きちんと場合分けして検討しとかなくちゃいけない。

大事なことだよ、煙突の高さによって飛散する範囲も変わるし、周りの景観への影響もある

からそこはちゃんと、予測して評価しないとね。

他にはそこまで重大なものはないんだけどね。

大事だよ。煙突の高さ。

・・・っていう口語訳で、合ってる？

となると、煙突の高さ以外は重大な影響を及ぼさないと言っているに等しいという理解でいいのかな。

#### 4-1

また、工事の実施に関する環境影響については、工事計画等の熟度が低いこと及び工事中の影響は一時的で短期間であることから対象とせず、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施する。

なお、供用時における施設の稼働に伴う地下水（水位、流向等）及び廃棄物の搬出入車両の走行に伴う交通（交通安全）については、参考項目外であるが、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施する。

別途ブログに疑問点を記載。

#### 4-2～4-3

##### 計画段階配慮書事項の選定

配慮書本体に出ている一覧表には、配慮書で選定した項目についての○印と、熊本県環境影響評価技術指針の「ごみ処理施設又は産業廃棄物焼却施設」についての参考項目を網掛けで示している。

1/30、2/6 に開催された御船町主催の住民説明会にて配布された資料の 23～24 ページでは、計画段階配慮書事項として選定する項目を赤丸で示し、方法書手続き以降に選定を予定している項目を青丸で示している。そしてその項目は赤丸の二つに対し、青丸は 29 個ある。これで、今後しっかりやってくれるのだ、と思えば、「なお、現段階の想定であり、今後の計画の進捗に応じて、項目は再検討する。」と記載してある。

ということは、青印の項目を、今後選定するかどうかの保証はないということか。

住民は、たとえ事業者が一応「やる」と言っている項目でも、本当にやったださいねと念押しする意見を出しておくべきという気がする。

#### 4-3

計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由の表。

これらのうち、とくに「選定しない理由」は、非常に重要に思われる。

- 廃棄物搬入車両台数は、産業廃棄物が約 100 台/日、一般廃棄物が約 230 台/日（うち個人等による直接持込が約 130 台/日）の合計約 330 台/日であり、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 設備機器には適切な防音対策を施す計画であり、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 設備機器には適切な防振対策を施す計画であり、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 高温で燃焼することにより、悪臭成分は分解され、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 汚水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを基本とする計画であり、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 熊本県地下水保全条例、地下水合理化指針、地下水涵養指針に基づき、地下水の汚染防止、合理的仕様による地下水の保全・涵養に努める計画であり、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 事業実施想定区域に重要な地形及び地質は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 排ガス中のダイオキシン類濃度は規制基準を遵守し、重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 事業実施想定区域は現在、緑地であることから、影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
- 事業実施想定区域内には人と自然との触れ合いの活動の場はないこと、また、周囲に交通等により分断される自然との触れ合いの活動の場もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
- 廃棄物は発生するが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
- 二酸化炭素を排出するが、供用後の土地利用において緑地等を設けることやエネルギー回収（発電や熱利用）により二酸化炭素の削減の実施する計画であり、保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
- 放射性物質の取り扱いは想定していないため、計画段階配慮事項として選定しない。
- 事業実施想定区域内には周知の文化財はないため、計画段階配慮事項として選定しない。

とくに排水に関して、「クローズドシステム」といっても、雨水によって汚染は土壤に降りてくる。それが流れていけば地下水や河川の水を汚染することは避けられない。通常の運転でもそれが起こりうる。怒らない可能性は低い。水質について「重大な環境影響は想定され

ないことから、計画段階配慮事項として選定しない。」としてしまうのはあまりにひどいのでは。

わかっていますよ、大事なことですから、何も言われずとも十分な対策を取ります。だから大丈夫。何も心配しないでください。計画している段階で配慮の仕方について検討する必要は全然ないんです。任せとってください。ゼーンぶ、こちらで、対策するんですから。要りませんよ、予測も評価も。

ってことよね???

だとしたら随分ばかにしてるって思うけど、そこ怒るところで、合ってますか？

「計画段階配慮事項」と「方法書以降での環境保全措置」は何がどう違うのか。

計画段階だと柔軟に対応できるから、まず環境への配慮事項を考えてから進めようねという話かと思うが、合っているのか。

「～重大な環境影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない」と記載しておいて、方法書で選定すると「○」をつけている項目がいくつもあるが、配慮書の段階で「重大な環境影響は想定されない」と断言しているものについて、方法書で選定したとして、同じ理由で「選定しない」として終わりではないのか。

「～影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない」と記載しておいて、方法書での「選定案」として「○」をつけている項目もいくつもあるが、配慮書の段階であろうと方法書の段階であろうと、「環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能」なのであれば、「事業アセスメント段階での環境保全措置により回避・低減ができないような重大な影響を受ける可能性が考えられるもの」ではないのだから、方法書でも同様に「選定しない」ということになるのでは。

ここで4-1に戻ると、「本計画の事業アセスメント段階での環境保全措置により回避・低減ができないような重大な影響を受ける可能性が考えられるものは、人口構造物の排気筒が出現することから、排気筒の高さの複数案を設定し、『大気質』及び『景観』の2項目を選定した」とある。

そもそも主語と述語のつながりがおかしい文なので意味が取りにくい。

「重大な影響を受ける可能性が考えられるものは」→「重大な影響を受ける可能性が考えられるものとして」なら意味が通るかな。



「本計画の事業アセスメント段階での」とは、環境アセスメント全体を指しているのか？  
ここを「計画段階」と思い込んでいると危ないのでは。

結局環境アセス全体を通して、煙突の高さのみの検討で済ませようとしているのではない  
か。

4-5

調査、予測及び評価の手法

「調査の手法：手法の選定理由：事業実施想定区域及びその周囲の情報を把握できるため」

「理由」って、それでいいの？

第5章

5-1～

大気質の調査

5-4

③環境保全についての配慮が必要な施設の状況

民家はないのか？小学校の近くに学童もある。福祉施設もあると住民説明会で住民から声  
が上がっていた。

(計算式とかは素人なのでわかるはずもなく、コメントしない)

5-12

5) 予測結果

①予測結果

「第1案、第2案ともにいずれの項目も環境基準を下回ると予測する」

果たして、日本の緩い環境基準を下回ったからといって安全か？

より厳しい独自の基準で運用するとのことであるが、問題は総量である。

5-13

表 5.1-9 本事業における大気質への環境保全措置

●法令等に比べて厳しい自主基準値を設定し、最新の技術を採用した設備の導入と運転管理によってこの自主基準値を遵守することにより、大気汚染物質の排出による環境への負荷の低減を図る。

●排ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。

●特にダイオキシン類対策として、ごみの減量化、適正な運転管理、最新の技術の導入、運転中の排ガス等のデータ測定及び環境モニタリングによる環境影響の監視までのトータル

システムでの対策を行う。

- 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。
- ごみ質の均一化を図り適正不可による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。

「厳しい自主基準」といっても、量が多いので、周辺の住民の健康や自然環境への影響は大きいのではないかと。

「排ガスの常時監視」は、どのようなものを想定しているのか。従業員がいるから異常があればわかるという程度のものでなく、化学物質の値を常時測定して記録することが必要。

「法規制に基づく定期的な測定」というのは、年1回の検査のことか。

ダイオキシン類対策の「トータルシステム」について、詳細な情報がほしい。

「ごみ質の均一化を図」るためにどんなことをするのか。

5-22

### (3) 評価

#### 1) 評価手法

評価結果は、排気筒高さ 35m (第1案) でも 49m (第2案) でも「○」つまり「影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響はおおむね低減できる」というもの。

#### ●「環境影響の回避又は低減」

第1案：最大着地濃度地点における各予測項目の寄与濃度は、全ての項目で環境基準値以下となった。

また、環境保全措置を実施することにより、環境影響はさらに低減が可能である。

第2案：最大着地濃度地点における各予測項目の寄与濃度は、第1案と比較して約77%となり、全ての項目で環境基準値以下となった。

また、環境保全措置を実施することにより、環境影響はさらに低減が可能である。

#### ●「環境保全のための目標との整合性」

第1案、第2案ともにいずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価する。

もともとあったきれいで安全な空気よりは、汚染されるが、なるべく低く抑えますよということですね。

それは、住民としては、はいそうですかと受け入れてしまえるものでしょうか。受け入れた後、もし健康被害があったら、誰が責任を取るのか。誰も取らないでしょう。これまでの事例を見てみれば、または「責任を取る」といって例えば損害賠償金を受け取ることができたとしても、失われた健康は戻りません。また、化学物質による健康被害は継代的であるケースが多いようです。

環境基準値が健康を守ってくれるという保証也没有ありません。

焼却により発生する化学物質は、排気筒以外からも漏れ出るけれどもそれらについては規制がないとのこと。

5-23～5-32

景観についての調査、予測、評価

配慮書を読むに当たって、ズーーーーーっと解けない疑問は、「景観について」が水質や騒音やその他よりも環境影響が大きい???ということなんですか、ということ。

5-32

評価結果

なんかちょっとあんまり、文面のコピペができないPDFからテキストとして起こすのにもやる気が起きない。

評価結果は「○」だそうです。ふうん。

やっと終わりの方まで読んできて、議会の答弁で担当者が「煙突の高さとか」と具体的な内容に言及していたこと、住民説明会で会場から「煙突の高さとかそういうことはどうでもいいとは言わないが、工場ができれば水質の検査はどうするとかそういうことも何も書いてない」と憤慨の声が上がったことが頭の中をぐるぐると巡る。シンボルタワーとして高い煙突を希望された住民の方がいらしたことも。

6-1

総合評価

第1案でも第2案でもおっけー。

「環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはない」と評価する」

環境基準を下回れば重大な環境影響が生じることは「ない」というのは、どうなのかなと思う。日本の基準は緩い。自主基準というのがどのように厳しいのか、具体的に示さないままに「重大な環境影響が生じることはない」と評価するのは甘いのでは。

第7章 対象事業にかかる環境影響を受ける範囲であると想定される地域

排気筒から半径3kmと設定したとある。

難しげな理由が書いてあるが、結局のところ、最大限少ない関係町数にしたかったということとは、ないですよ。まさかね。ぎりぎり山都町と甲佐町が入らないような半径になって、してませんよね。

事業者が勝手に狭く設定した範囲を理由として、五町のうち御船町と益城町しか縦覧場所となっていないのなら、おかしい話だと思う。だって、五町のごみの問題だし、広域連合が取得した土地を「貸す」という話なのに。

【その他気になること】

- 恐竜の化石の発掘現場が事業実施想定区域から近い。
- 種を守る農家さんが多いとのこと。